

令和4年8月25日
大臣官房広報評価課

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会の 概要について

1. 開催日

令和4年8月25日（木）

2. 方法

書面による開催

3. 委員（五十音順）

【農林水産省政策評価第三者委員】

石井委員、興野委員、糊澤委員、古賀委員、白田委員、竹本委員、
智田委員、南島委員、二村委員、美谷添委員

【農林水産省行政事業レビュー外部有識者】

金子委員、小針委員、三浦委員、室屋委員

4. 主な議題及び資料について

- (1) 新たな測定指標及び令和4年度事前分析表について【資料2～4】
（水産行政分野）
- (2) 令和3年度政策評価書及び令和4年度事前分析表について【資料5～6】
（林政分野）
- (3) 総合評価（骨子）について【資料7】
（大規模自然災害からの復旧）
- (4) 令和4年度事前分析表について【資料8】
（農政分野）

5. 会議結果

委員より、今後の政策評価の実施に向けて、各分野について意見をいただいた。（別紙参照）

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|---------------------|--------------------|--|--|---------------|
| 1 | 三浦 委員 | 全体 | 全体 | <p>昨年度より、測定指標がより細分化されて制定されている傾向があり、緻密な政策分野評価の実現に資すると考えます。評価結果のとりまとめのみならず、測定指標の立て方に改善の必要があるか、工夫の余地があるか等についても、見直し、共有することで、他の分野等含め、今後活かすことができると考えるので検討して欲しいと思います。</p> | <p>測定指標及び目標値の設定に当たっては、食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画及び水産基本計画の内容に即したものとするとともに、随時見直しを行ってきているところです。</p> <p>引き続き、効果的な政策評価の実施に向けて、測定指標の見直し等に取り組んでまいります。</p> | 大臣官房 広報評価課 |
| 2 | 小針 委員 | 資料2、 資料3 | 分野22～24 | <p>水産政策については、前回基本計画と今回の間に水産制度改革にもとづく漁業法の改正等、政策枠組みが大きく変化しています。一方で、コロナ禍の影響など水産業を取り巻く環境も変化が大きくなっています。</p> <p>そのため、政策目標として目指す方向がぶれてはいけません。その進捗を測るための指標は、指標の取り方や目標値が適切かどうかをチェックしながら、適切ではないと判断される場合には見直しつつフォローを進めていくべきと考えます。</p> | 御意見を踏まえ、水産業の取り巻く変化に対し、より良い適切な指標の設定となるよう見直しなどを行ってまいります。 | 水産庁 |
| 3 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野22～24 | <p>全体に重複する指標が多いですが、基幹的な指標については統合して整理するなど、もっと読み手側の負担を意識した整理であった方がよいかもしれません。</p> | <p>水産基本計画をフォローアップする観点で測定指標を設定した結果、再掲が多くなってしまったところです。</p> <p>御意見を踏まえ、今後、どのような形が最適なのか検討してまいります。</p> | 水産庁 |
| 4 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野22～24 | <p>全体的な意見ですが、アウトカムを重視する姿勢であることは十分に理解できます。他方で、行政実務とかけ離れたアウトカム指標だけでは実務上の意味をなさない取組もあります。すなわち、体制整備が重要な場合にはアウトプット指標であったとしても、体制整備に関する指標を掲げることも、実務上の実益のある指標を整備するという意味において重要なのではないのでしょうか。</p> | 御意見を踏まえ、今後、より良い適切な指標の設定となるよう検討してまいります。 | 水産庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|---------------------|---|---|--|--------|
| 5 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野22(1)①ア MSYベースの資源評価対象 魚種数 | 水産基本計画では「資源評価の対象魚種を200種程度に拡大した」とされていますが、なぜ基本計画上のR8の目標値は「200種程度」ではないのでしょうか。 | 資源評価対象魚種については、令和2年9月に決定された「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までに200種程度まで拡大することとしていたことから、令和4年3月の水産基本計画策定時に、対象魚種数の状況を単に記載したものです。 なお、水産基本計画の同パラグラフに「改正漁業法では、全ての有用水産資源について資源評価を行うよう努めるものとするのが規定され」と記載されているとおり、今後、資源評価対象魚種が増える可能性があるものの、現時点では令和6年度以降の目標は定められていません。 | 水産庁 |
| 6 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野22(3)①ア 特定水産動植物（あわび、 なまこ、うなぎの稚魚）制 度違反の検挙件数 | 目標値が「10件」とされていますが、「10件」は結果に過ぎないのではないのでしょうか。それよりも体制整備の水準やあわび、なまこ、うなぎの稚魚以外の指定目標などを指標とした方がよいのではないのでしょうか。違反を公正に摘発できるシステム構築の方が意味があるように思われます。 | 本制度に基づく検挙は水産庁のみならず海上保安庁、警察、都道府県の水産担当が行うものですが、特定水産動植物制度は令和2年12月に施行された新たな制度であり、水産庁として、今後の検挙件数の動向を把握していく必要性があることから、今回、目標値を設定したものです。 なお、御意見の体制整備の水準や公正な摘発システム構築については、重要な課題ではございますが、少なくとも発足したばかりの本制度において、現時点において具体的な数値目標を設定することは困難な状況です。 また、特定水産動植物は財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であって当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものを指定するものであり、一定の外的要因が必要となることから、対象となる特定水産動植物の数を目標とすることは困難と考えています。 | 水産庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|---------------------|-------------------------------------|--|--|--------|
| 7 | 智田 委員 | 資料2、 資料3 | 分野22(4)④ア サケの放流数 | 放流数を測定指標とする場合、回帰率のパターンは河川ごとに異なり、それぞれの河川の放流状況や沿岸環境などが効果を左右すると指摘されていて、河川単位での個別の検証の積み重ねが必要かと思えます。また、過去のケースでは説明できない変動が海洋環境に起きていることも、資源の減少に響いているとされ、海洋変化の影響も効果検証に組み込んで行く必要があると思えます。これらについて、どうお考えになっていますか。 | 御意見のとおり、それぞれの河川の沿岸環境等を踏まえ放流手法の検証は重要であることから、環境変化に強い健康な稚魚を河川ごとに最適な時期、サイズ等で放流する取組に対して支援しております。 | 水産庁 |
| 8 | 智田 委員 | 資料2、 資料3 | 分野22(4)④ア サケの放流数 | サケのふ化放流事業は、安定した資金の確保や効率的運営が今後のカギになると考えます。水産基本計画には、野生魚を活用した技術開発やサーモン養殖との連携などがうたわれていますが、今後の合理化計画について詳しくお聞かせください。 | 現状を踏まえた持続的なふ化放流体制については、今後関係道県と連携しつつ、ふ化放流施設の有効活用や再編・統合を含めた効率化を図ること等について検討してまいります。 | 水産庁 |
| 9 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野23(1)①ア 分野24(1)①ア 浜プランに係る指標 | 現行の水産基本計画においても浜プランは触れられており、その目指すところは「浜ごとの漁業所得の向上」とされているところです。この指標が重要であるならば、何らかの形で指標化することはできませんか。 | 浜ごとの漁業所得の向上に係る指標について、漁業所得の向上分10%を加味した62%を目標値とし、各地区の漁業所得向上目標は毎年度向上するように設定することをふまえ、62%以上を維持することとして指標を設定します。 なお、浜プランは令和元年度から5年度まで、5カ年の期間が設定されており、令和6年度に、新たな基本計画に則した見直しプランに適用される段階で、改めて指標の設定を検討します。 | 水産庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|---------------------|---|---|---|--------|
| 10 | 智田 委員 | 資料2、 資料3 | 分野23(4)①ア 分野23(7)③ア 分野23(8)①ア ・戦略品目養殖生産量 ・漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域における養殖生産量 ・内水面漁業・養殖業生産量、生産額 | <p>養殖業への期待が大きくなるなか、成長産業化を強く意識した指標設定を行った点は評価できる場所だと思います。一方、養殖業拡大をめぐるには、陸上養殖の推進も、新たな魚種のターゲット化やエネルギーの有効利用などを通じ、大きなエンジンになると考えられるので、陸上養殖についてもブランド力向上に向け、何らかの指標を設定してもよいのではないのでしょうか。</p> <p>また、養殖業は、事業期間が複数年にまたがっているうえに、災害リスクも抱え、必要になる運転資金も多額であるという状況の中で、マーケットイン型の広がりポイントになるかと思えます。マーケットイン型への転換を促し事業体の経営体質を外部評価していけるような指標を取り入れてはどうかと思いました。</p> | <p>令和2年7月に策定した「養殖業成長産業化総合戦略」において、陸上養殖の重要性に触れていますが、実態については十分に把握できていないことから、「陸上養殖実態調査委託事業」を実施しているところであり、今後の検討材料としていきたいと考えています。</p> <p>また、マーケットイン型の生産については重要と考えており、「マーケット・イン型養殖業等実証事業」において取組を支援するとともに、「養殖業事業性評価ガイドライン」を活用した外部機関による事業性評価を推進しているところです。こうした様々な取組の複合的な成果として、指標としての養殖戦略品目の養殖生産量が増加していくものと考えています。</p> | 水産庁 |
| 11 | 智田 委員 | 資料2、 資料3 | 分野23(4)①ア 分野23(7)③ア 分野23(8)①ア ・戦略品目養殖生産量 ・漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域における養殖生産量 ・内水面漁業・養殖業生産量、生産額 | <p>戦略品目の展開は、海外市場の動向にもらむ形になるので、新型コロナの感染状況による影響の把握が重要になってくると思えます。現状と先行きをどうみているのか、お聞かせいただきたい。</p> | <p>現状では、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、水産物の輸出重点品目の2021年輸出額は、前年比で全て増加しているところです。また同様に、2022年現在（1~6月時点）においても、引き続き前年比で増加しております。</p> <p>今後も、新型コロナウイルスによる影響を注視しつつ、海外市場を拡大していくため、国内生産体制の整備を行うとともに、オールジャパンでの商談会やプロモーション活動と連携した取組を行ってまいります。</p> | 水産庁 |
| 12 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野23(5)①ア 漁船保険加入率 | <p>水産基本計画では「漁業共済制度の在り方を含めて検討を行う」とされており、こちらの論点の方がより重要ではないかと思われまます。現状のモニターをする意味はあるのでしょうか。</p> | <p>漁業収入安定対策事業、漁業共済制度については、現在、基本計画に基づく在り方の検討を行っているところであり、測定指標の設定を行うことは困難であるため、漁船保険制度に係る測定指標を設定しています。</p> | 水産庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|---------------------|---|--|--|--------|
| 13 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野23(5)③ア 漁業経営体のうち経営改善 漁業者の割合 | 根拠の説明には「漁業経営の改善に取り組む漁業者に対する金融支援」のアウトカムとして左記の指標を設定した旨の説明がありますが、利子助成、保証料助成の金額ベースの方が水産基本計画とも直結し、意味もあるように思われますが、いかがでしょうか。左記の指標ではその意図を汲み取る難易度が高すぎると思われます。 | 金融支援の金額ベースにしてしまうと、1隻億単位の融資が出る漁船の建造隻数により金融支援の実績値が年によって大きくふれることになります。 また、金融支援を行っているのは経営改善漁業者及び自然災害等による被災漁業者が主であり、経営改善漁業者の増加が金融支援の増加につながると考えており、現行のままとしたいと思います。 | 水産庁 |
| 14 | 古賀 委員 | 資料2、 資料3 | 分野23(5)②ア 漁労収入（1千円）当たり のコスト（漁労支出） | 原材料価額の高騰、労働力不足、賃上げ要求の中で、指標の根拠を見直す必要があるのではないのでしょうか。 | 本事業は、燃油や配合飼料の高騰に左右されない強い水産業の実現を目的としています。安定的な漁業経営のためには、コストの削減が重要であることから、「漁労収入当たりのコスト」を指標としています。漁業は、コストに占める燃油や配合飼料の割合が高く、現在の原油等原材料の価格高騰が漁業経営へ与える影響は大きいことから、今後も継続的かつ安定的に事業を実施し、コスト削減に取り組む必要があります。 | 水産庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|---------------------|-----------------------|--|--|--------|----|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|---------------|-------|--|
| 15 | 古賀 委員 | 資料2、 資料3 | 分野23(9)①ア 新規漁業就業者数 | <p>少子化の中、他産業とのバランスを考えると、毎年2,000人の新規漁業就業者を確保していくことを目標値にすることで、達成に向けて努力する現場（関係機関）に負担をかけることにならないでしょうか。</p> <p>ターゲット年齢人口の中に占める割合等での目標値として、現場の尽力が数値上に反響される工夫ができませんか。</p> | <p>直近10年（H23～R2年度）の新規就業者数（1707～1971人）を踏まえれば、2000人という目標値は現場に過度な負担を強いるものではないと認識しています（下図参照）。</p> <p>例えば、2021年の15～34歳の労働力人口1723万人に対し、2000人の比率を計算すると0.01%となり、割合で目標を設定するのは困難であると認識しています。</p> | 水産庁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | <p>新規漁業就業者数の推移</p> <table border="1"> <caption>新規漁業就業者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21 (2009)</td><td>2,002</td></tr> <tr><td>平成22 (2010)</td><td>1,867</td></tr> <tr><td>平成23 (2011)</td><td>1,776</td></tr> <tr><td>平成24 (2012)</td><td>1,920</td></tr> <tr><td>平成25 (2013)</td><td>1,790</td></tr> <tr><td>平成26 (2014)</td><td>1,875</td></tr> <tr><td>平成27 (2015)</td><td>1,915</td></tr> <tr><td>平成28 (2016)</td><td>1,927</td></tr> <tr><td>平成29 (2017)</td><td>1,971</td></tr> <tr><td>平成30 (2018)</td><td>1,943</td></tr> <tr><td>令和元 2年 (2020)</td><td>1,729</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計 注：平成22 (2010) 年は、東日本大震災により、岩手県、宮城県及び福島県の調査が実施できなかったため、平成21 (2009) 年の新規就業者数を基に、3県分除いた全国のすう勢から推測した数値を用いた。</p> | 年度 | 人数 | 平成21 (2009) | 2,002 | 平成22 (2010) | 1,867 | 平成23 (2011) | 1,776 | 平成24 (2012) | 1,920 | 平成25 (2013) | 1,790 | 平成26 (2014) | 1,875 | 平成27 (2015) | 1,915 | 平成28 (2016) | 1,927 | 平成29 (2017) | 1,971 | 平成30 (2018) | 1,943 | 令和元 2年 (2020) | 1,729 | |
| 年度 | 人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21 (2009) | 2,002 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22 (2010) | 1,867 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23 (2011) | 1,776 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24 (2012) | 1,920 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成25 (2013) | 1,790 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成26 (2014) | 1,875 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27 (2015) | 1,915 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成28 (2016) | 1,927 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成29 (2017) | 1,971 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30 (2018) | 1,943 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元 2年 (2020) | 1,729 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野23(10)①ア 漁船の事故隻数 | <p>基本計画では漁業災害防止の「取組の効果の検証を行い、関係者全体でPDCAサイクルを回すことにより、漁業労働災害防止を推進する」とあるので、体制整備を進め、そのことにより効果発現を期するというロジックになっています。ここからいえば、体制整備を重視した指標を持つべきではないでしょうか。</p> | <p>本指標に関連する政策手段である漁業労働安全確保革新的技術導入支援事業においては、実施主体に体制整備を求めているものではないため、現行の指標としているところです。</p> | 水産庁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|---------------------|--|--|--|--------|
| 17 | 南島 委員 | 資料2、 資料3、 資料4 | 分野24(1)③ア 離島漁業再生支援等交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得額 | 基本計画第2Ⅲ1(6)は「離島対策」ですが、基本計画では条件不利地域の振興が重要であると指摘されており、このために特に「離島における新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組を推進する」とされています。なぜ、リースの取組の指標ではなく、左記の指標になっているのですか。 | 基本計画第2Ⅲ1(6)に「離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援する」と記載しており、離島対策としてこの取組の支援が根幹となっているため左記の指標としたところです。 なお、離島漁業再生支援等交付金に含まれる離島漁業新規就業者特別対策事業交付金では漁船・漁具等のリースの取組を支援しています。 | 水産庁 |
| 18 | 智田 委員 | 資料2、 資料3 | 分野24(1)②ア 漁港における新たな海業等の取組数 | 漁業の競争力強化に向けては、今後、漁港の立地する地域資源を生かした「海業」の強化が重要になってくると考えます。「海業」は、水産業だけでなく、海や景観、文化などの地域資源をフル活用して展開される経済活動であり、地域の所得と雇用機会を上向かせられるかが問われます。期待をもって、今後の推移をみていきたいと思えます。 新たな海業の取組数を増やすことと並行して、ワーケーションの取り組みなどを通じ都市との交流人口を増やしていくこともカギになると思いますが、さまざまな人材が活躍できる生活基盤をどう充実させていく計画なのか、今後の見通しをお聞かせください。 | 地域の水産業を支える多様な人材が活躍できるよう、住みやすく快適な生活環境の確保を図るため、漁業集落排水施設、漁業集落道、情報通信基盤等の整備を推進するとともに、地元市町村等による漁業後継者の育成や定住促進等の取組との連携を推進することとしております。 | 水産庁 |
| 19 | 智田 委員 | 資料2、 資料3 | 分野24(1)③ア 離島漁業再生支援等交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得額 | 離島は、本土に比べ生産販売面で条件格差があり、高齢化が進行し、兼業のチャンスも少ないなか、実効性のある漁業振興策が求められています。130万円という指標設定の根拠についてお聞きします。離島の活性化を図るためには、令和2年の離島の実績値130万円から漸増させる額を指標として、生産力を上向かせていく必要があるのではと思いますが、いかがですか。 | 離島漁業は漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売生産面での不利な条件に加え、高齢化及び過疎化等のため、所得の現状を維持することも困難な厳しい状況にあり、まずは令和2年の離島の実績値130万円を維持していくことが必要であると考えております。 | 水産庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------------|--|--|--|--------|
| 20 | 古賀 委員 | 資料2、 資料3 | 分野24(1)③ア 離島漁業再生支援等交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得額 | <p>持続可能性を高める観点から、生活の中で結婚・出産等を維持できる所得を目標値に定めることが可能でしょうか。</p> <p>目標値の設定を、全体一本ではなく、年代別等で設定することで、具体的な実態把握が可能になるのではないのでしょうか。また、離島は、半漁半農・半漁半林的な取組を、測定指標（平均所得額）に加えることができませんか。</p> <p>反面、令和4年になってコスト増が顕著であり、直接全てを収入に反映できるとは限らない状況です。収入とコストの差である所得を一定に保つことも、攻めているからこそ、守れている結果であるとも考えられる一面もあります。</p> | <p>生活の中で結婚・出産等を維持できる所得を目標値に定めること、年代別等で目標値を設定すること、半漁半農・半漁半林的な取組を測定指標に加えることが可能か今後検討していきたいと考えております。</p> | 水産庁 |
| 21 | 古賀 委員 | 資料2、 資料3 | 分野24(3)①ア 魚介類（食用）の年間消費量 | <p>目標は、国産水産物の消費拡大となっているが、1人1年当たりの年度ごとの目標値を、令和14年度に向けて39.8kgと減少させているのはなぜでしょうか。</p> <p>貴重なタンパク源として、農業（畜産）も含めて、国内自給が賅える前提としての目標数値なのでしょうか。</p> | <p>食用魚介類の消費量は、これまでのすう勢に基づくと、令和14年度における食用魚介類の1人1年当たり消費量は35.9kgまで減少すると見込まれますが、消費拡大の取組によって、現状からすう勢値への減少を3分の1に食い止めることを目指し、目標を39.8kgとしています。</p> <p>本目標は、水産物の自給率を構成する消費量の目標であり、自給率そのものの目標数値ではございません。</p> | 水産庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|--------------------------------------|--|--|--------|
| 22 | 美谷添委員 | 資料5-3 | 分野19(3)①ア 林業用苗木のうち、エリートツリー等の苗木の本数 | <p>目標値が、令和元年度283万本（基準値）→令和3年度324万本 →令和12年度3000万本となっていますが、エリートツリーの苗はまだ研究段階であり、苗の成長とその特性など未知数の問題を抱えています。</p> <p>10年後に10倍にする目標は、もっと研究に力を入れる必要があると思います。</p> | <p>エリートツリーの苗木の特性については、（国研）森林研究・整備機構におけるこれまでの成長調査とこれに基づく成長予測の研究成果によると、下刈り期間の短縮や短期間での収穫が期待できることが明らかになっています。</p> <p>（国研）森林研究・整備機構としては、今後も引き続き、エリートツリーの開発やその苗木を植栽した展示林の設定など調査研究を進めてまいります。</p> <p>林野庁としてはこうした調査・研究を進めつつ、エリートツリー等の苗木の確保に向けては、採種園・採穂園やコンテナ苗生産施設の整備等が重要であることから、これらの支援等の取組を推進してまいります。</p> | 林野庁 |
| 23 | 美谷添委員 | 資料5-3 | 分野19(6)①ア 林道等の整備量 | <p>目標値が、令和元年度19.49万km（基準値）→令和3年度19.62万kmとなっており、目標自体が低すぎると思います。</p> <p>評価Bについては、戦後植林した山が今ちょうど利用できる大きさに育ち、50年60年という大きなサイクルのタイミングを迎えてきていますが、林道の整備が追い付かず、せっかく利用できる資源が有効に利用できないのが現状です。</p> <p>目標値の設定をもっと高くしてほしいと思います。</p> | <p>林道等の整備延長の目標値については、森林・林業基本計画において、指向する森林の状態や傾斜区分、作業システムに応じた目指すべき路網水準を踏まえつつ、林業適地において重点的に整備を進める一方、生産条件の悪い森林については既存の道を維持するなど、選択と集中を図ることとし、現状の19万kmを、15年後（令和17年）に21万km、将来目標を25万kmと定めたことを踏まえて設定しており、これまでの実績に対しても3割程度高い目標となっています。</p> <p>また、林道整備の推進については、林野庁としても、森林資源の有効利用を図る観点から、林道等は最も重要な生産基盤であると認識しており、資源の充実や災害の激甚化に対応するために、既設林道を含めた質の向上についても重点的に行うこととしており、新設と既設道の改良を合わせトータルとして、災害に強く、木材の大量輸送にも対応した林道等の整備を積極的に推進することとしております。</p> | 林野庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|----------------------|--|---|--------|
| 24 | 美谷添委員 | 資料5-3 | 分野19(8)①エ 国産材の供給量 | <p>目標値が、令和元年度3100万㎡（基準値）→令和3年度3300万㎡（R2実績値3100万㎡を用いて評価を実施）となっています。</p> <p>3年度はウッドショックで国産材の需要がもっと伸びたのではないかと思いましたが、増えていません。その一因として、林業労働力の不足、林業事業者の機械化の体制の遅れ等が考えられます。</p> <p>「国産材を使いたいのでどんどん搬出してほしい」と言われても、すぐその体制に移れません。林業技術者を育てるには5年～10年は必要です。需要が増えたのですぐ増やせるものではありません。高性能林業機械は大変高額です。せっかくのチャンスも山側にとってはあまりプラスではなかった気がします。</p> | <p>令和3年度の国産材の供給量については、現在把握中であることから、本資料では令和2年度の目標値と実績値を用いて評価しており、いわゆるウッドショックの影響が出る前の評価となっておりますが、令和元年度も令和2年度も3,100万㎡となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により木材需要が減少したため十分に増えていないことは事実です。</p> <p>林業労働力不足の解消、林業事業者の機械化の体制作りを含む国産材供給力強化の対策として、林野庁としては、木材の乾燥施設整備による国産材製品の供給力強化や、原木の安定的な供給に向けた間伐、路網整備の取組の更なる推進や高性能林業機械の導入、林業労働力の確保・育成等必要な対策を講じているところです。</p> <p>今後も引き続き、国産材の安定的・持続的な供給体制の構築等に向けて取組を進めてまいります。</p> | 林野庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|---|--|--|--------|
| 25 | 美谷添委員 | 資料5-3 | 分野19(10)②ア 新規就業者（林業作業士 （フォレストワーカー）1年 目研修生）の就業3年後の定 着率 | <p>目標値が、令和元年度73%（基準値）→令和3年度75%（実績値は72%）で評価Aになっています。</p> <p>周りを見ていると、この数字はやや疑問です。新規就業者の定着率はなかなか上がりません。林業技術者は長期の経験と熟練の研修が必要です。ヨーロッパのように林業技術者にもっと仕事に誇りと自信を持ち、国土を守っているという自覚をもって働いてほしい。そのためにはもっと好待遇で仕事についてほしい。儲かる林業と共に誇り高き仕事だと思ってほしいです。</p> | <p>本資料の新規就業者の定着率については、「緑の雇用」事業の研修を受けた新規就業者を対象として就業3年後の定着率を集計しているものであり、全ての新規就業者を対象とした定着率ではありません。</p> <p>新規就業者の離職の原因については、自己都合によるもののほか、給与等の処遇面や安全面等の課題が挙げられるところです。</p> <p>林野庁としては、これらの課題に対応するため、林業経営体の経営力の向上と従事者の処遇改善の両面から、就業後3年間の体系的な研修であるフォレストワーカー研修及び就業5年以上の者で安全で効率的な施業の中心となるフォレストリーダーやフォレストマネージャーを育成するキャリアアップ研修による段階的な人材育成、労働安全対策の強化等の取組を進めていくことにより、新規就業者の定着率向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、研修にあたっては、林業という仕事を誇りや自信を持って働けるよう、多面的機能の発揮など林業の社会的役割に関するカリキュラムを設けているところです。</p> | 林野庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-----------------|-----------------------------------|--|--|--------|
| 26 | 智田 委員 | 資料5-1、 資料5-2 | 分野20(2)②ア 認定森林施業プランナーの 現役人数 | <p>現役人数がC評価となった森林施業プランナーについては、3つ課題があるかと思っています。1つ目は、都道府県間で人数にばらつきがあるというもの。2つ目は、資格取得後のスキルアップ面での質の確保が進んでいないのではとされている点です。プランナー同士が意思疎通を図るネットワークや、研修などの情報を共有するツールは十分なのでしょうか。3つ目は、森林総合監理士などとの横のつながりです。各林業人材間の連携や積極的な交流に改善の余地があるとの指摘があります。これら3点について、どう捉えておられますか。</p> | <p>森林施業プランナーの都道府県間での人数のばらつきについては、認定森林施業プランナーの人数は、最多の北海道で191人、最少の沖縄県で2人と、都道府県により大きく異なっているところ です。</p> <p>都道府県によっては、森林施業プランナーを目指す者に対する研修がない場合もあることが一つの要因と考えており、令和4年度から、国の補助事業においてこれらの者向けの研修を開始するといった対応をしています。</p> <p>資格取得後のスキルアップ面での質の確保については、スキルアップに係る国の取組としては、現場で必要とされる内容の研修の実施を支援することにより、認定森林施業プランナーの質の確保に努めてまいりたいと考えています。認定森林施業プランナーを対象に、令和4年度からは、全国各地で課題となっている主伐後の再造林についての提案スキルを身につけるための研修を開始したところです。また、プランナー同士のネットワークについては、国においては集合研修の開催に対する支援を行っているところですが、更なるネットワーク作りに向けて、森林施業プランナー協会とも意見交換を進めてまいります。</p> <p>森林総合監理士等との横のつながりについては、認定森林施業プランナー、森林総合監理士等の様々な林業人材の横のつながりは重要であると認識しており、連携や交流が深まるよう方策を検討してまいります。</p> | 林野庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|---------------------------|-----------------------------------|--|---|--------|
| 27 | 智田 委員 | 資料5-1、 資料5-2 | 分野20(2)②ア 認定森林施業プランナーの 現役人数 | 現役人数を増やすためには、認定を目指す人に対し、認定後の未来像を明確にして、魅力ある資格にしていく必要があります。森林所有者の意欲を引き出して集約化の実行管理を進める任を担う施業プランナーが増えていくためには、この資格がこれからの持続的な森林経営の推進に欠かせない存在になるよう制度を運営していくことが求められると思います。 | 認定森林施業プランナー制度の運用については、いただいた御意見のとおり、認定森林施業プランナーの資格を魅力あるものとしていくことが重要と考えております。このため、26番の質問の2点目で御指摘いただいたネットワークづくりのほか、主伐後の再造林についての提案スキルを身につけるための研修への参加を、認定森林施業プランナー優先とすること、認定森林施業プランナーを配置している経営体を高性能林業機械の導入等の補助事業における優先採択等の対象とすることについての検討も含め、資格そのものの魅力を高めるべく、取り組んでまいります。 | 林野庁 |
| 28 | 南島 委員 | 資料5-1、 資料5-2、 資料5-3 | 分野20(2)②ア 認定森林施業プランナーの 現役人数 | 「認定森林施業プランナーの現役人数」のみ「C」判定となっています。達成度合いは「29%」と記載されています。基準値が「2167人」、目標値「2300人」、実績値「2206人」なので、もともとの狙いは「133人増やしたかった」であり、結果は「39人しか増えなかった」ということです。目標に対しては「94人足りなかった」ということとなります。以上を踏まえると振り返るべきは、コロナ禍における目標の下方修正や見込みが不十分であったのか、オンラインの活用等が不十分であったのか、ポストコロナにおいて回復することが見込めるのか、今後の目標の持ち方について見直しの余地は無いのか、などではないかと思われます。 | 目標設定における新型コロナウイルス感染症の影響については、その影響を目標に織り込めてはいなかったところです。 認定試験におけるオンラインの活用については、現状では一次は筆記試験、二次面接はWEBで実施しているところであり、林野庁としては一次の筆記試験もオンラインで実施できるように認定試験を実施している森林施業プランナー協会と調整してまいりたいと考えています。 ポストコロナにおける今後の認定森林施業プランナーの人数の見直しについては、協会から令和4年度の受験者数は回復傾向にあると聞いているところであり、目標を見直す予定はございません。 | 林野庁 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|---|--|---|----------------|
| 29 | 古賀 委員 | 資料6-2 | 分野21(7)①ア 木材を購入する際、国産材であることを重視する人の割合 | 国産材は流通ルートと価額に課題があるのではないでしょう。国産材の利用拡大に向けては、広報や教育が必要だと考えます。 施策の目指すべき姿『消費者等の理解の醸成に向けて、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信、「木づかい運動」や「木育」等の推進、合法伐採木材等の流通量の増加を図る』に同意見です。今後への期待をもって評価したいと思います。 | 国産材の利用に向けては、外材等に対する競争力強化や安定供給体制の整備に資する取組を支援しているほか、広報や普及・啓発については、木材利用拡大の機運醸成のため、建築物の木造・木質化等のウッド・チェンジを促進するイベント、情報発信や木育など「木づかい運動」の展開に資する取組を支援しています。 今後はこれらの取組をさらに強化してまいります。 | 林野庁 |
| 30 | 南島 委員 | 資料7 | 分野18（総合評価） 大規模自然災害からの復旧 | 総合評価として「政策分野⑩『大規模自然災害からの復旧』」を取り上げられるとのことで、高く評価したいと思います。事業としては「農地・農業用施設災害復旧事業」「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」の2つであるということです。災害復旧スキームについては、骨子に書かれているとおり、被災原因の確定、再度の災害の防止を目指すということでよいと思われますが、特に重要なのはオペレーション上の課題をなるべく克明に記載していただくことだと思います。後年の同種の災害復旧を手がける場合の指針や参考に資すること、さらには将来の本スキームのスパイラルアップに資することが省としての力量の向上に資するという観点から、是非とも教訓を残していただきたいと考えます。 | 御意見を踏まえ、総合評価書の作成を行ってまいります。 | 地方課災害 総合対策室 |
| 31 | 白田 委員 | | 分野5（総合評価） | 昨今の世界情勢から考えて、今年度の食料安全保障の総合評価を見送ることになったことについては、妥当だと思います。 食料安全保障は私たち国民にとっては大変重要な政策ですので、引き続きしっかり取り組んでいただきたいと希望します。 | 引き続き、食料安全保障の強化に取り組んでまいります。 | 食料安全保障 室 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|----------------------------------|--|--|-------------------|
| 32 | 室屋 委員 | 資料8-3 | 分野1(2)④ア 6次化に取り組んでいる新たな優良事業体数 | 「フォローアップ調査」は総合化事業化計画の承認を受けた事業体全てを対象としているのでしょうか。その場合、「優良事業体」以外は基準未達だとみなしていいのでしょうか。 | 御認識のとおり、総合化事業計画の認定を受けた事業体全てを調査の対象としておりますが、「優良事業体」のカウントは認定3年後の事業体を対象としております。 また、優良事業体としての基準の一つでも満たしていない事業体については、「優良事業体」とカウントしていません。 | 農村振興局 |
| 33 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野1(4)①ア 事業系食品ロス量 | 事業系食品ロスを家畜の飼料に加工して、リサイクル率を年度ごとの目標値として数値化できませんか。 また、それに伴う畜産農家の飼料代の削減率も目標値として数値化できませんか。 | 事業系の食品ロスを含めた食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づく基本方針において、飼料を含むリサイクルの実施率（再生利用等実施率）の目標を設定しており、目標値の達成に向けて各業界でのリサイクルの取組を推進しているところです（例 食品製造業：2024年度に再生利用等実施率95% 等）。 また、飼料代の削減率に関しては、家畜の品種や生育段階ごとに給与する飼料の量、割合、給与形態に違いがあり、畜産農家ごとでも異なるため、食品ロスの利用による飼料代の削減率を一般化することが難しい状況にあります。食品ロスの飼料化の推進については、飼料コスト低減に資する取組事例の周知や飼料化の実証など食品ロスを活用する取組の支援を行っているところです。 | 大臣官房 新事業・食品産業部 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|--------------------------------|--|--|--------|
| 34 | 室屋 委員 | 資料8-3 | 分野2(1)①ア 農林水産物・食品の輸出額 | 農林水産物輸出額は為替変動等による価格要因に大きく影響されるため、実質の数量指数による動向把握が別途必要ではないでしょうか。 | 一般的に円安が輸出に好影響を与えるということは農林水産物の輸出にも当てはまると考えられますが、輸出額の増減は、海外の外出需要の動向、小売りやEC販売など新たな販路への販売状況、輸出に向けた事業者の努力など、様々な要因が複雑に関係するものであり、為替変動は、あくまで要因の一つとして考えています。 一定の幅で為替変動があった際でも、全体としての輸出額は堅調に伸びており、輸出額をアウトカム指標とすることについては一定の合理性があるものと考えています。 一方で現在も個別品目の数量の動向については分析を行っているところです。 | 輸出・国際局 |
| 35 | 室屋 委員 | 資料8-3 | 分野3(1)①ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合 | 「日本型食生活の実践」の定義や考えが回答者に共有されているのか疑問がある。質問内容を細かく具体的に行い、その結果から「日本型食生活」の実践度を測定する方法にすべきだと思います。 | 当指標に係る設問については、調査票に「「日本型食生活」とは、ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた食生活であり、一食、一日単位でなくとも、数日から一週間の中で組み立てるものです。惣菜などの中食、パックごはんなどのレトルト食品や冷凍食品などの活用や外出との組合せも可能です。」という説明を加えており、また、調査票に同封する別紙に「日本型食生活」の具体例を示しております。 | 消費・安全局 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-----------------|--|--|--|-------------------|
| 36 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野3(1)①ア (1)②ア (1)③ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合 他 | <p>施策「食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大」について、外国の紛争や為替相場の影響に伴う原材料価額の高騰を、農産物の価格に直接転嫁できていない環境があります。経営体力に乏しい小規模農家の中には、離農せざるをえない方もでてくると思います。</p> <p>成長産業としての体制を加速化して整えていくために、減速を必要最低限にとどめる工夫が必要であると考えます。そのためには、国民全体の理解と協調が不可欠であることから、農林水産省単独ではなく、関係省庁とも連携し国全体での推進を望みます。</p> | <p>御意見のとおり、国内の農林水産物を安定的に生産していくには、農林漁業者の努力だけではなく、生産コストを適切に農産物価格に反映していくことや、それに対する国民全体の理解が必要だと考えております。</p> <p>そのため、国内の農林漁業への意識や理解の増進につながる農林漁業体験等の食育の取組を関係府省庁と連携しながら展開するとともに、食料・農業・農村基本計画に基づく、食と農のつながりの深化に着目した国民運動「ニッポンフードシフト」等の取組を行うことで、国産農産物の積極的な選択などの行動変容を促すとともに、政府全体で取りまとめた「転嫁円滑化施策パッケージ」の下、適正取引推進ガイドラインの普及等の取組を通じて適切な価格転嫁を促してまいりたいと考えております。</p> | 消費・安全局 |
| 37 | 室屋 委員 | 資料8-3 | 分野3(2)①ア 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合 | <p>前記「日本型食生活の実践」同様に「郷土料理や伝統料理」の定義が回答者に共有されていないおそれがあることから、質問内容と形式を再検討すべきではないでしょうか。</p> | <p>「食育に関する意識調査」の調査票において、「郷土料理や伝統料理」の定義を回答者に共有の上で質問しており、質問内容と形式は妥当であると考えています。</p> | 大臣官房 新事業・食品産業部 |
| 38 | 二村 委員 | 資料8-3、 資料8-4 | 分野3(1)②ア 「消費者と食・農とのつながりの深化」の「農林漁業体験を経験した国民の割合」 | <p>食育に関する意識調査から、体験に「参加したことがあると答えた」割合を指標としていますが、これは「過去1年」のように期間を区切って聞いていますか？もしそうでないとすると、それまでの人生で一度でも体験していれば「ある」になりますので、あまり正確な指標とは言えませんので、「概ね●年以内に」など限定をつけたほうが良いと思います。</p> | <p>本指標は、「これまで参加したことがあるか」を聞いており、「過去1年」のように期間を区切っておりません。</p> <p>その理由としては、農林水産業や食への関心を持ってもらうためには、特に子供の頃の農林漁業体験が重要だと考えており、過去の経験であったとしても、これまでに体験したことがあるか否かが重要であるため、ある期間を区切った中での体験割合ではなく、体験したことがある国民の割合を増加させることを目指しております。</p> <p>このことから、食育推進基本計画においても期間を区切らない形で目標設定を行っているところであり、本指標も同じ考え方にに基づき設定し、調査を行っております。</p> | 消費・安全局 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-----------------|---|--|--|-------------------|
| 39 | 二村 委員 | 資料8-3、 資料8-4 | 分野3(1)②ア 「消費者と食・農とのつながりの深化」の「農林漁業体験を経験した国民の割合」 | <p>コロナ禍において農林漁村に出かけての体験は難しくなっていますが、オンラインでの産地交流などは可能性があると思いますし、そうした取組を進めている産地もあります。体験以外の交流について測定できる指標があると良いと思いました。</p> | <p>第4次食育推進基本計画において「デジタル技術を活用した食育の推進」等を重点事項として位置付けており、御意見のとおり、オンラインでの産地交流などの新たな取組が行われ始めています。</p> <p>一方で、これらの取組は始まったばかりということもあり、現状として実態を把握できておらず、また、把握自体が可能なのかという点も含めて、今後の検討課題としたいと考えています。</p> | 消費・安全局 |
| 40 | 智田 委員 | 資料8-2、 資料8-4 | 分野4(1)②ア JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数 | <p>JFS規格は、HACCPを取り込んだ日本発の規格として、新規販売チャンネルのチャンスの拡大に大きな役割を担っていると思います。それぞれの事業者の規模や業態にあわせた対応が可能だという利点をフルに生かしていくために、この先、行政としてどういうバックアップができるのでしょうか。</p> <p>また、輸出を促進し、日本の食文化や安全衛生の考え方を世界に発信していくうえで利用価値が大きいと考えますが、海外市場に向けてのJFS規格の今後のシナリオを教えてください。</p> | <p>中小事業者における食品安全マネジメントの普及を図るため、必要な知識等を定着させるために必要な人材育成の取組やモデル的取得への支援を行っていきます。</p> <p>今後は、JFS規格の海外での認知度を向上させるためセミナー等への支援を図り、国内外での認知度向上、規格取得件数の増加を支援します。</p> | 大臣官房 新事業・食品産業部 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|---|---|---|--------|
| 41 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野6(1)③ア 農業経営体のうち青色申告者の割合 分野6(5)①ア 収入保険の加入経営体数(6-13) | <p>経営基盤の強化のため、財務分析は技術・財務、両方を評価するにあたって、有効かつ重要です。そのためには、正規の簿記(複式簿記)で記帳し、貸借対照表・損益計算書を作成することが必須となります。今後、指標に併記する形で、「青色申告者の中で、貸借対照表を作成(申告書に添付)している者の割合」を加えられません。</p> <p>現行の収入保険では、貸借対照表の作成のない「簡易な方式」でも、加入が認められています。併記された指標である貸借対照表作成者の実績に応じて、収入保険の加入推進目標の10万経営体に達成した以降の、制度の見直しの参考指標として有効に活用できるのではないのでしょうか。加入者要件に貸借対照表の作成を加える事で、経営基盤の強化につながるのではないのでしょうか。</p> | <p>青色申告者の数の把握については、国税庁が公表している値を使用していますが、国税庁において青色申告者の簿記形式別の数は公表されていないことから、現在の指標に正規の簿記を行っている経営体の割合を加えることは困難です。</p> <p>なお、収入保険は、各年の収入を正確に把握する必要があることから、日々の取引を残高まで記帳する義務がある簡易な方式も含めた青色申告者を対象に実施しているところです。</p> <p>様々なリスクに備えるためのセーフティネットである収入保険により、農業経営の安定を図りつつ、農業経営基盤強化促進法等の施策により、農業経営基盤の強化を促進することとしています。</p> | 経営局 |
| 42 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野7政策手段(6) 国有農地等管理処分事業 | <p>離島の優良農地の国有化について(直接的な事業についての意見ではありません)。</p> <p>全国で一番有人離島を多くかかえる長崎県では、離島は人の交流も含めて、身近で大切な存在です。離島ではもともと農林水産業のインフラが整備されており、主要産業として最もふさわしいと考えられます。</p> <p>現在、離島の人口減少は著しく、後継者難、又、後継者が未婚である等、産業の維持等、有人離島としての持続可能性に不安を感じています。</p> <p>離島の優良農地を国有化し、農地中間管理機構を介して、新規自営就農者に当初5年間は、インセンティブ価額で貸し付ける等の取組は不可能なのではないのでしょうか。</p> | <p>農地の国有化については、農地法に規定する農地所有適格法人が当該法人の要件を満たさなくなった場合及び競売・公売で落札されなかった場合のみ適用されるものであり、新規就農者支援等の理由で国有化することは困難です。</p> <p>なお、農地中間管理機構を介した新規就農者への支援については、令和4年度予算から、農地中間管理機構事業において、農地中間管理機構が借り受けた農地で新規就農者が研修を受ける際の賃料支援を行っているところです。</p> | 経営局 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|---|--|--|--------|
| 43 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野9(1)①ア、イ、ウ、エ、オ 肉用牛、酪農の生産拡大など畜産の競争力強化 | 飼料価額の高騰で小規模農家が離農する可能性があります。目標値の見直しはどのようにのでしょうか。逆に、実績値が伸びずに維持となった場合でも評価できるのでしょうか。 | 生産努力目標は中長期的な需要の伸びを考慮して定められており、ただちに目標値を変更する必要性は低いと考えています。 なお、今般の飼料高騰によって生産基盤が毀損しないよう施策を推進しているところです。 | 畜産局 |
| 44 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野9(1)②ア 飼料作物の生産量 | トン単位での目標値と自給率の割合の指標があるとわかりやすいです。飼料作物の生産量は、目標値を増加させなくてもよいのでしょうか。 また、自国生産体制を構築していなくてもよいのでしょうか(価額の課題をいかにクリアするか)。 | 飼料作物については、品種により水分量や消化が可能な量が異なるため、消化できる栄養分(TDN)の重量に換算して、「TDNトン」として目標を設定しています。飼料作物の生産量については、増加させる目標としていますが、さらに引き上げることについては、目標値が5年に1度定められる基本計画の生産努力目標に位置付けられているため、すぐに見直すことは難しいですが、基本計画の見直しの際には委員のご指摘も踏まえて検討することを考えています。 また、国産飼料の増産については、飼料用とうもろこし等の国産飼料の生産・利用体制の構築等の取組を推進しているところです。これらの支援を通じて、国産飼料の生産・利用の拡大を推進してまいります。 | 畜産局 |
| 45 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野9(2)①イ 野菜の取引価格の安定化 | 対策はどのようなものになるのでしょうか。安定化を目指すコーディネーター機能はどこにあるのでしょうか。 | 産地単位での計画的な生産・出荷に取り組みつつ、主要な野菜価格の大幅な低落時には、補給金交付により経営を下支えするとともに、出荷抑制等の需給調整を支援する「野菜価格安定対策事業」により、市場における野菜の取引価格の安定化を推進しています。 | 農産局 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-----------------|----------------------------|--|--|--------|
| 46 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野9(3)①ア 1人あたりの米の消費量 | 外国の紛争で目標値は変更になるのでしょうか(米の消費量は増加する?)。 | 食料を将来にわたって安定的に確保していくため、国内で生産できるものはできる限り国内で生産していくことが重要です。中でも、主食である米の国内生産を持続可能とする観点から、米の消費は重要と認識しています。 今回、目標値は5年に1度定められる基本計画の生産努力目標に位置付けられているためすぐに見直すことは難しいですが、基本計画の見直しの際にはこれらのことも踏まえて検討していきます。 | 農産局 |
| 47 | 南島 委員 | 資料8-2 | 分野9(3)①イ 米の事前契約比率 | 令和3年度に設定されるとされている指標が令和4年度の測定指標の見直しにおいてもなお「P」のままとなっているのはなぜでしょうか。 | 当初、令和3年度に設定予定としており、令和3年度に開催した「米取引の事前契約研究会」では、事前契約に係る現場の実情及び課題の把握が行われました。また、「座長メッセージ」を取りまとめ、公表したところです。 令和4年度以降も研究会を開催し、更に議論を進めていくこととなり、8月17日(水)にも開催したところです。測定指標の詳細（事前契約の範囲や把握方法）については、令和4年度の今後の研究会で行われる議論の結果を踏まえて検討していくこととしています。 | 農産局 |
| 48 | 智田 委員 | 資料8-2、 資料8-4 | 分野9(3)④イ 米の推奨規格フレコンの普及率 | フレコン出荷システムは、生産現場などの労力軽減が主なメリットとしてあげられていますが、たとえば、AI分析などを導入して、施設利用の効率化や配送ルート最適化などを実現していけば、実際のニーズによりきめ細かく対応したオペレーションも可能になると考えられます。推奨規格の普及率だけでなく、IoTへの取り組みの観点での何らかの指標をさらに設けることで、フレコンの利用価値のさらなる向上が図られるのではと思います。 | IoTを利用した施設利用の効率化や配送ルートの最適化については、現在、推奨規格フレコンにQRコードを添付した物流効率化の実証事業も行っている段階であり、こうした成果が一般化できる段階になった時点で指標の測定方法を含め、どのような評価が可能か検討してまいります。 | 農産局 |

令和4年度農林水産省政策評価第三者委員会（書面開催）における意見及び回答

| 整理番号 | 委員名 | 資料番号 | 該当指標 (ある場合のみ記入) | 意見等 | 回答 | 担当局庁・課 |
|------|-------|-------|---|--|---|--------|
| 49 | 室屋 委員 | 資料8-4 | 分野13(2)②ア グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊数及び訪日外国人旅行者のうち農山漁村体験等を行った人数 | 「グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊数」と「訪日外国人旅行者のうち農山漁村体験等を行った人数」は性質も異なるため2つに分けた指標とする方がいいのではないのでしょうか。 | 御意見のあった指標については、農山漁村地域の受け入れ体制充実等を通じた都市と農村の交流人口の増加の状況を把握するために設定しているものであり、国内旅行者を対象とするグリーンツーリズム施設年間延べ宿泊数と国外の旅行者を対象とする訪日外国人旅行者数を分けて目標設定する意義に乏しいことから、現行のまましたいと思います。 | 農村振興局 |
| 50 | 室屋 委員 | 資料8-4 | 分野13(2)④ア 農福連携に新たに取り組む主体数 | 農福連携に取り組む主体が令和3年度、令和4年度に急速に伸びるとみる根拠はありますか。 | 令和3年度末時点で把握した主体数は5,509件（起点となる令和元年度末から1392件増）であり（R4.8.2公表）、現時点で概ね農福連携等推進ビジョン策定時の想定に沿って推移しているところです。 令和2年度末から令和3年度末にかけて、主体数は938件増加しており、これは比較的農福連携の取組に参画しやすい施設外就労の形式を取ることができる農業経営体（551件増）と就業継続支援B型施設（294件増）における取組の増加によるところが大きいと思われます。 今後も農福連携等推進ビジョンに掲げた各種取組を推進することで、同様の増加傾向となることを想定しております。 | 農村振興局 |
| 51 | 古賀 委員 | 資料8-3 | 分野13(3)②ア 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数 | 令和5年10月の消費税のインボイス制度導入により、販売形態(委託販売方式か消化仕入方式か)や、購買者(消費者か事業者か)に応じて、販売額が変化する場合があります。実績値の把握時に考慮する必要があると思います。 | 御意見のとおり、直売所の条件によっては年間販売額に影響が出る可能性があります。現時点でその影響を見極めるのは困難であるため、令和5年10月の消費税のインボイス制度導入に関わらず、引き続き実績値を把握してまいります。 | 農村振興局 |